

日本における宗教系大学の比較分析

—制度的変数を中心として—

比較教育社会学コース 齋藤 崇徳

A Comparison of the Religious Universities in Japan

—An Institutional Analysis—

Takanori SAITO

The purpose of this paper is to compare the religious universities in Japan from the point of view of the institutional analysis. There are four types of religion that found universities in Japan: Christianity, Buddhism, New Religion, and Shinto. I analyze some institutional variables by these categories of religion to clarify the influence of religion on the institution and organization of universities. First, the organizational aspects are analyzed: the number and the school types, the size, and the age of the religious universities. Second, I discuss the "religiosity" of the universities through an analysis of some rules: religious events, school regulations, and bylaws of the educational foundations. Through an analysis of the institutional variables, I suggest that some relationships exist between religions and universities in Japan.

目次

- 1 序論
 - A 背景と目的
 - B 先行研究
 - C 本論の視座とデータ
- 2 分析(1): 数の分析
 - A 学校の形態とその数
 - B 学校規模
 - C 設置年数
 - D 考察(1)
- 3 分析(2): 宗教性の分析
 - A 宗教的行事
 - B 学則
 - C 寄附行為
 - D 考察(2)
- 4 結語
- 注
- 謝辞
- 参考文献

数に注目して日本における宗教系大学を比較的に分析することにある。

日本の高等教育において私立学校は量的に大勢を占めていると同時に、質的にも大きな意味を持つとされている(天野 1989; 1993など)。そのなかで、宗教系私学は現在でも一定の規模を保持していると言える。後に詳述するが学校数で見れば、日本には2013年現在、201の宗教系大学(短期大学含む)が存在しており、これは私立大学総数の21.25%、大学総数の17.62%を占めている。

ここでの問題は、法律で定められ、社会的に承認された高等教育・研究を行っている宗教系の学校がこれほどの数現代日本に存在しているという事実である。そこにはどのような特徴があるのだろうか。また、同じ宗教系の大学の中において、どのような違いがあるのだろうか。

日本における宗教系大学の特徴について議論するとき、従来はその教育的側面に注目することが多かったと思われる。しかし、このような研究の基礎となる、大学の制度的側面の考察が十分に行われてきたとは言えない。

本論が着目するのは、制度的に「宗教系」であることの社会的な意味である。すなわち、「宗教系」であることによって、また、特定の「宗教系」であること

1 序論

A 背景と目的

本論の目的は、学校規模や諸規則などの制度的な変

によって、社会制度・組織としてどのような特徴が現れるのかということである。宗教に関わる事象については石井（2007）が言うように、まずは基礎的で数量的なデータを分析していく必要がある。本論は宗教系大学について議論する際に基礎となるような制度的変数を分析していくとともに、宗教系大学独自であると考えられる宗教的な要因について仮説的に議論していくことになる。

まず本章では、次節において先行研究を整理し、次にC節で本論で扱うデータとその分析の視座とを確認する。

B 先行研究

高等教育研究において宗教系学校がその「宗教性」の点で着目されることはほとんどなかったと言える。ただし、注目すべき研究として、天野と麻生の研究が存在する。天野（1989など）は、宗教系学校を、特徴を持った私学の一つの類型として、歴史的に叙述している。また、麻生（1970）は、高等教育の近代化に果たした意義という視点から各宗教系高等教育機関を位置づけており、示唆に富む。ただ、これらは、戦後期や現代についての叙述を行っておらず、また、各学校の基本的なデータの分析を企図しているものではない。

他方、日本の宗教教育についての研究は数多い。概観しているものとしては、貝塚（2006）、国学院大学日本文化研究所編（1997）、日本宗教学会「宗教と教育に関する委員会」編（1985）など多数存在する。しかしながら、宗教教育ではなく、学校の制度面に着目してその宗教的要素がどのように関連しているのかが論じられることはあまりない。また、高等教育段階の宗教教育については着目されることは比較的少なかったと言える。そのなかで、高等教育における教育内容、カリキュラムを宗教系で一括して分析しているものとしてFujiwara（2007）があるが、これも同様に制度的な変数を主要な分析の対象としていない。他の教育段階と比べて高等教育に独自なものであると考えられる学問・研究的要素について分析をしている林（2008）もまた同様である。

そして、各宗教における宗教系学校の研究は存在するが、それぞれの宗教系学校を他の宗教の学校と比較することはあまり行なっておらず、また、高等教育段階については詳述していないことが多い。ただ、むしろ各学校の学校史は多数出版されており、また各宗教系の高等教育についての議論は多い。例えば、仏教と

教育、仏教系学校について概述している小林（1995）や、現代についてではなくまた事例は限定されているものの仏教系大学について詳細に分析している谷脇（1996）などがあり、また、神道では、神職養成との関連について関連文献を多く挙げながら議論している藤本（2011）など多数存在している。

以上の先行研究において制度面の考察がなされてこなかったのは、単にその制度に関して宗教的要素の影響が看取できないからだと考えられるかもしれない。しかし、本論の第3章でも検討するように、また、キリスト教系学校については齋藤（2012）でも明らかにしたように、これは事実として正しくない。また、制度に着目することで、多様な宗教系大学を、宗教間で比較して分析することもできる。先行研究において別個に行われてきた宗教系学校の多面性を制度的な観点から統一的にとらえることが本論の持つ意義の一つである。

データの面では、やや古いものの国学院大学日本文化研究所編（1993）が、宗教の別なく初等教育から高等教育まで学校をリスト化し、様々な項目について情報収集している点において優れている。また、インターネット上のデータベースとしては財団法人国際宗教研究所宗教情報リサーチセンター（<http://www.rirc.or.jp/>）がある。次節以降で述べるようにこれらデータは本論でも使用する。

C 本論の視座とデータ

日本には、キリスト教系、新宗教系、神道系、仏教系の高等教育機関が存在する。本論では主に数量的なデータを用いて、それらの特徴を概述する。その際制度的な変数に焦点を当てるが、二つの側面について宗教別に比較しながら議論する。

一つは、学校の数とその基礎的な変数である。つまり、宗教のカテゴリによって学校の数、および制度的な側面のうち最も基礎的な諸変数がどのように異なるのかという問いである。具体的には、学校の形態とその数、および学校の規模、設置年数を分析する。

もう一つの側面は、「宗教性」である。すなわち宗教のカテゴリによって、その制度的側面において表出する「宗教性」はどのように異なるのかという点である。本論では、制度として社会的に成立するために必要となる公的な規則、すなわち学則と寄附行為、および制度的に行われている行事を対象に分析する。

これら二つの視点、つまり本論の分析の視座は、基本的に宗教のカテゴリによってその大学の制度が異

なって出現するという仮説に立っている。ある大学に特定の特徴が存在するがゆえに宗教系になるということは現実として考えにくいのは確かであるが、その表出している特徴が宗教的要因とは関係のない他の特徴によるものであるということはある。以上の仮説に基づいたうえで、先行研究の不在という点からしても、まずは記述的な分析を行い、より精緻な分析は他日を期す。

確認しておかなければならないことは、本論で分析の対象とする「宗教系大学」とは何か、ということである。本論では、宗教情報リサーチセンターが作成した「宗教系学校リンク集」(<http://www.rirc.or.jp/>, 2013年7月17日2時19分閲覧)から「大学」および「短大」と分類されているものに、筆者の判断で加えた学校8校を扱う¹⁾。

まず、ここでの「大学」は学校教育法上の「大学」であるが、問題は「宗教系」という概念である。「宗教系」学校の定義としては、次のものなどが考えられる。第一に、学校関係者の「考え」に「宗教的要素」が存在する場合、第二に、いわゆる「建学の精神」などの学校の目的やその社会的表出に「宗教的要素」が含まれている場合、第三に、その公式的構造に「宗教的」な規則が含まれる場合、第四に学校が宗教団体と何らかの関係を公式・非公式に取り結んでいる場合である。現実にはこれら状態は相互に排他的ではなく、多くの場合並存している。このように可能な定義の多様性に対応して、本論の第4章で行う「宗教性」の位相もまた多様となる。

このような「宗教系」の定義の難しさ、多様さの問題は、「宗教」の定義に依存している。つまり、「宗教」とは何かという問題であるが、これを取り扱うことは非常に難しい。「宗教系」という言葉についても、例えば、廣池学園の場合、その設置している学校が「宗教」と何らかの関連をもつか否かを判断することは、いわば宗教学的な問題であると言える。あるいは、井上円了の思想に宗教的なものの影響を見ない人はいないであろうが、東洋大学が「宗教系」とであると判断する者は少ないだろう。このような点を鑑みながら、本論では原則としてこの「宗教系」の定義を広くとったものとして、宗教情報リサーチセンターのデータを使用する。

もう一つ付け加えなければならないのは、「新宗教」というカテゴリについての説明である。言うまでもなく「新宗教」という単一の宗教は存在しない。また、「新宗教」という概念の定義についても議論があ

ることはよく知られている(井上 [1992]1996; 西山 1995など)。本論は上記した宗教情報リサーチセンターの分類に従うが、以下において注意すべきは、本論での「新宗教」とは他の三つの宗教に明確に分類することが不可能なカテゴリであり、それ以上の意味については個別の分析を待たなければならないということである。

本論の分析の基本的な方法論は比較である。本論は、キリスト教学校についてこれまでなされてきた研究で言えば、平塚(1937)のような学校の目的に即した比較・分類とも、北川(2000)のような教員の意識に関する比較・類型とも、また小島(1987)のような神学・教会的な比較・分類とも異なり、あくまで組織としての比較を提示することを目的とする。

本論の目的にてらしたとき、比較は全体の構造を把握するための有効な方法である。また、より重要なことは、「宗教系」といってもその内実は様々であると考えられる。従来日本においては宗教系高等教育機関への関心が薄いということもあり、それらを一括りに論じることが多かったのではないだろうか。例えば麻生(1970)は、戦前期に関する理念的な分析であるがゆえに、「ミッション系私学」と「伝統的宗教系私学」という分類しか設定しておらず、また、それぞれを一括して捉えていた。

上述のように、本論は大きく二つの分析を行う。第2章では、まず各宗教系大学の数を分析する。その際に、規模や設置年などの基本的なデータも共に提示する。そして第3章では、各宗教系大学の「宗教性」に関わる変数を分析する。ただ、上述のように本論では、その宗教教育の内容などの点ではなく、あくまで各学校の制度・組織に関連する「宗教性」の分析を行うことになる(ただ、後述するように、宗教教育の実施については分析する)。最後に、第4章において本論の結論を述べる。

2 分析(1): 数の分析

本章では、まず、各宗教系大学の数を中心とした、基本的な制度的変数を分析する。A節では各宗教における学校数を把握する。B節では、定員と学部数から各宗教系大学の規模を分析する。C節では各学校の設置年数をみる。最後に、D節では、ここまでに見出された宗教による数の違いはどのように解釈できるのかという問題について仮説的に考察する。

表 1 学校段階別宗教系学校数(含宗教法人数)(%)

学校段階	キリスト教	新宗教	神道	仏教	宗教系計	私立全体	全体
大学・短大	10.60 (121)	0.53 (6)	0.35 (4)	6.13 (70)	17.62 (201)	82.91 (946)	100 (1141)
高等学校	4.11 (207)	0.32 (16)	0.10 (5)	2.15 (108)	6.68 (336)	26.58 (1337)	100 (5031)
中学校	1.59 (169)	0.12 (13)	0.03 (3)	0.49 (52)	2.23 (237)	7.25 (771)	100 (10628)
小学校	0.35 (73)	0.02 (4)	0.00 (0)	0.05 (11)	0.42 (88)	1.05 (221)	100 (21132)
計	1.50 (570)	0.10 (39)	0.03 (12)	0.64 (241)	2.27 (862)	8.63 (3275)	100 (37932)
宗教法人数	2.45 (4468)	8.19 (14906)	46.78 (85145)	42.57 (77478)	100 (181997)		
宗教系学校比/宗教法人比	26.94	0.55	0.03	0.66			
宗教系大学・短大比/宗教法人比	24.52	0.36	0.04	0.82			

注：括弧内は度数。

注：私立全体および全体の数は平成25年度の学校基本調査、宗教法人数は『宗教年鑑 平成23年版』（平成22年12月31日現在）による。

A 学校の形態とその数

まず、学校段階別に宗教系学校の数を把握する（表1）。

表1からは、宗教系学校を総合して捉えたとき、大学・短大の段階において最も宗教系学校の割合が高く、段階を下るごとに割合は低くなり、小学校段階において最も低くなっていることがわかる。すなわち、学校段階別でみたとき、大学・短大の段階において日本の学校全体における宗教系の勢力は最も大きくなっていると言える。これは私立学校数の全体に占める割合の分布と同様であるが、ただし、私立学校全体において占める宗教系学校の割合は逆に、小学校において最も高く、学校段階が上がるにつれ低下していく（私立学校のうちそれぞれ21.25%、25.13%、30.74%、39.82%を占めている）。

次に、宗教別にみてみよう。4つの宗教カテゴリーのうち、いずれの学校段階においても最も数が多いのはキリスト教系である。次に仏教系、新宗教系と続き、神道系において最も少ない。学校段階別に占める割合の分布は、いずれの宗教カテゴリーにおいても宗教系全体と同様であるが（学校段階を下るごとに割合が低下していく）、数でみると神道系と仏教系は大学・短大の段階において比較的値が大きくなっていると言える。これはつまり、神道系と仏教系は高等教育の段階に比較的注力しているということであると考えられる。

これら学校数を、宗教法人数と対照させてみよう。ここで各宗教の規模として宗教法人数を示すのは、『宗教年鑑』において最も信頼のできるデータだからである。文化庁が発行している『宗教年鑑』において「信者」数の値は信頼できないことはよく知られてい

る（石井 2007）。他方、宗教法人については宗教法人法により定められるものであり、その数は正確に各宗教の規模を示すものではないものの、所轄庁の把握は正確だと考えられる（ただし、4カテゴリーにおける信徒の数の順位は宗教法人数のそれと同様である）。なお、ここで新宗教に対応する箇所においては「諸教」の値であり、厳密には対応しないのであくまで参考値である。

宗教法人数と各学校数を対照させてみると明らかにこれらに対応していないことがわかる。「宗教系学校比/宗教法人比」とは宗教ごとの宗教系学校における割合と宗教法人における割合の比を示すものだが、この数値からもわかるように、最も学校数が多いキリスト教において宗教法人の数は最も少なく、他方、学校数が最も少ない神道において宗教法人数は最も多くなっている。この傾向は宗教系学校全体でみても、また、本論で議論する大学・短大においても同様である。なお、「宗教系大学・短大比/宗教法人比」は上述の比を大学・短大のみで示したものだが、ここからも神道系と仏教系は比較的高等教育段階に注力していることがわかる。

次に大学・短期大学の別、および大学と短期大学を設置している学校法人数をみる（表2）。

まず、宗教系を合計したとき、全体の大学・短期大学の比よりも、やや短期大学の数の方が大きい比率を示している。次に宗教別にみたとき、もっとも大学の割合が高いのは新宗教系であり、最も低いのが神道系である。そして、キリスト教系は、仏教系に比して大学の割合が高い。

また、大学・短期大学を設置している学校法人数の宗教別分布は学校数の分布と同様である。ただし、仏

表2 宗教別大学・短大数(%)及び学校法人数

宗教	大学		短大		合計		学校法人数
キリスト教	66.12	(80)	33.88	(41)	100	(121)	98 [1.23]
新宗教	83.33	(5)	16.67	(1)	100	(6)	5 [1.20]
神道	50.00	(2)	50.00	(2)	100	(4)	3 [1.33]
仏教	55.71	(39)	44.29	(31)	100	(70)	49 [1.43]
宗教系計	62.69	(126)	37.31	(75)	100	(201)	155 [1.30]
私立全体	64.06	(606)	35.94	(340)	100	(946)	
全体	68.54	(782)	31.46	(359)	100	(1141)	

注：括弧内は度数。

注：学校法人数における括弧は1法人あたりの平均設置学校数を示す。

注：私立全体および全体の数は平成25年度の学校基本調査による。

教系は1学校法人あたりの平均設置学校数の値が最も高くなっている。すなわち、仏教系は学校法人が複数の高等教育機関を設置していることが多いということである。

B 学校規模

次に本節では、各宗教系大学の規模を、定員および学部数によって比較する。

まず、表3は各学校の定員の平均および標準偏差と中央値を示したものである。なお、「大学」は原則学部のみのである。

まず、度数の高いキリスト教系と仏教系を比較して

表3 宗教別定員(人数)

宗教	学校種	平均値	標準偏差	中央値	度数
キリスト教	大学	869.20	1303.61	400.0	80
	短大	189.39	90.75	190.0	41
	合計	638.85	1107.21	250.0	121
新宗教	大学	560.80	651.79	330.0	5
	短大	275.00		275.0	1
	合計	513.17	594.54	302.5	6
神道	大学	1342.50	1021.77	1342.5	2
	短大	292.50	95.46	292.5	2
	合計	817.50	847.67	490.0	4
仏教	大学	845.67	894.77	530.0	39
	短大	197.90	95.46	195.0	31
	合計	558.80	741.56	270.0	70
宗教系計	大学	857.19	1160.51	440.0	126
	短大	196.80	92.90	195.0	75
	合計	610.78	973.37	265.0	201
私立全体	大学	757.78			606
	短大	196.17			340
全体	大学	754.12			782
	短大	193.59			359

注：2012年の『大学一覽』に基づく。

みよう。大学においてはキリスト教の方が値が高く、他方短大においては仏教系の方が高くなっている。よって、大学・短大合計の標準偏差はキリスト教系の方が大きくなっているが、大学のみでみた場合でもキリスト教系の標準偏差は仏教系よりも高い値を示している。つまり、定員の規模はキリスト教の方がより多様であると言える。

次に度数の小さい新宗教系と神道系とを比較してみると、神道系は高い値を示しており、大学・短大合計でも4つの宗教のカテゴリのうちもっとも高い。これは國學院大學の値のためである。ただ、新宗教系はそれでも規模が比較的小さく、合計は最も低い。

次に表4は、各大学の学部数の平均と標準偏差および中央値を示したものである。

神道系において値が最も大きいのは定員と同様だが、定員規模とは異なりキリスト教系は新宗教系よりも低く、最も小さいと言える。ただ、キリスト教は最もばらつきが大きい。仏教系の値が比較的高いのは定員と同様である。

C 設置年数

本章の最後に、設置年の分析を行う。各大学が現在

表4 宗教別学部数

宗教	平均値	標準偏差	中央値	度数
キリスト教	2.70	2.51	2.0	80
新宗教	2.80	2.17	2.0	5
神道	4.00	1.41	4.0	2
仏教	3.03	2.16	2.0	39
合計	2.83	2.37	2.0	126
私立全体	2.69			606
全体	2.79			782

注：2012年の『大学一覽』に基づく。

の学校種になってからどの程度の年数が経過しているのかは、その大学の特徴、威信をみるとき、重要な変数であると言える。

表 5 は、2013年現在における設置年数の平均および標準偏差を示している。

合計において最も年数が長いのは、神道系である。また、神道系は他の宗教系とは異なり、短大よりも大学の年数の方が長い。値を押し上げているのは、大学二つが國學院大學と皇學館大学であることによる。

次に合計において長いのは仏教系である。大学・短大合算の場合は神道とほとんど変わらない。大学は神道より短い、短大はもっとも高い。すなわち、大学等に移行せずに短大を保有しているものが多いということである。キリスト教系は仏教系よりも、大学・短大ともにやや短い、短大は仏教の次に値が高くなっている。

最も年数の短いのは大学・短大・合計ともに新宗教系である。すでにみたように新宗教系は最も大学の割合が高いが、それら多くは戦後しばらくたってから創立されている。

D 考察(1)

本章で得られた知見を要約しよう。まず、高等教育は最も学校全体における宗教系学校の割合が高い学校段階だと言える。そのうちキリスト教系の学校が最も多く、次に仏教系が多い。他方、新宗教系と神道系は少数であるが、新宗教系の方がやや多い。また、短期大学の割合は、仏教系において高く、そして新宗教系では低い。

表 5 宗教別設置年数

宗教	学校種	平均値	標準偏差	中央値	度数
キリスト教	大学	39.15	20.94	46.0	80
	短大	51.49	9.54	49.0	41
	合計	43.33	18.80	48.0	121
新宗教	大学	28.40	24.54	17.0	5
	短大	29.00		29.0	1
	合計	28.50	21.95	23.0	6
神道	大学	58.00	9.90	58.0	2
	短大	39.00	11.31	39.0	2
	合計	48.50	13.99	49.0	4
仏教	大学	42.54	19.44	47.0	39
	短大	53.81	8.02	53.0	31
	合計	47.53	16.36	48.5	70
合計	大学	40.07	20.62	47.0	126
	短大	51.81	9.50	50.0	75
	合計	44.45	18.21	48.0	201

注：2012年の『大学一覽』に基づく。

次に学校の規模としては、全般的には神道系が最も大きく、キリスト教系と仏教系は同程度ではあるが、規模のばらつきはキリスト教系において大きい。そして最後に、設置年数は神道系が最も長く、次に仏教系、キリスト教系であり、最も短いのは新宗教系であった。

では、なぜ、キリスト教系と仏教系において学校数が多く、また神道系と新宗教系において少ないのだろうか。あるいは、なぜキリスト教と仏教は大学・短大を多く設置し、神道と新宗教は少ないのだろうか。ただ、設置するといっても、当然ながら、日本の法律上、宗教法人が直接学校を設置することは出来ないため(学校教育法第2条)、つまりはその宗教と関連する学校がなぜできるのかという問題でもある。

この問いにたいする答えは本論の知見から直接に導かれるものではないものの、ここでは仮説的に考察する。

まず、前提としては各種資源が必要になると思われる。具体的には、財産、人的な資源、入学する生徒の見込み、そしてエネルギー、計画、「理念」を作りあげるコストなどである。極端に小規模の宗教団体は学校をつくることができないという指摘は当然かもしれないが、本章A節でみたように、学校の数はこのような資源と強く相関していると考えられる宗教法人数、すなわち当該宗教の規模によってのみ説明されるものではない。つまり、確かに資源は必要であるが、資源があるというだけでは大学を設立するということは起きないということである。

ゆえに、資源だけではなく「宗教的」な原因が必要だと考えられる。つまり、その関係宗教における「大学」の位置づけの論理である。まず大学の設立については、ややトートロジカルであるが、高等な教育、大学・高等教育特有の研究に重要性を付与する教義、社会的文脈が必要とされると考えられる。最も端的な事例は宗教教師の養成であるが、しかし、宗教教師は大学においてのみ養成されるものではないため(齋藤2013)、専門学校でも各種学校でも無認可校でもない法律で定められた「大学」を必要とする論理が存在する必要がある。

次に、その学校数の多寡においては、宗教内での多様性が必要にされるように思われる。例えば、キリスト教系教育・学校設立に支援を行ってきた明治以降における諸外国のミッション・ボードは、日本において統合することはなく、教派ごとの多様性を保持し続けた(海老沢・大内 1970)。これは新宗教には当ては

表6 宗教別宗教的行事の有無 (%)

宗教	有		無		合計	
キリスト教	94.67	(71)	5.33	(4)	100	(75)
新宗教	33.33	(1)	66.67	(2)	100	(3)
神道	100.00	(3)	0.00	(0)	100	(3)
仏教	92.50	(37)	7.50	(3)	100	(40)
合計	92.56	(112)	7.44	(9)	100	(121)

注：括弧内は度数。

注：『宗教教育資料集』の「宗教教育・行事」のデータに基づく。

まらないように思えるが、ある単一の宗教内での多様性が必要だとも考えられる。その意味では、例えば天理教は仏教などに比べれば内的に多様ではないように思われる。

同様に、歴史的な経緯が必要になると考えられる。学校は学校を複雑なパターンで誘発していくことが知られているため（山崎 1989）、中等学校が創立されれば、大学をつくることに社会意識的な抵抗がなくなるかもしれない（この逆も同様である）。また、一つ大学を作れば、もう一つ大学をつくることに抵抗はなくなるのかもしれない。これはつまり、学校をつくるという社会意識がその宗教内に生まれ、それが涵養されていくということである。

ただし、以上の考察はあくまで仮説であるため、今後宗教団体・法人との関係性を分析しながら、より詳細に考察していく必要があるだろう。

3 分析(2)：宗教性の分析

本章では、各宗教系大学の「宗教性」に関わる制度・組織を比較する。ただし、「宗教性」が何かということを一意に定めることは難しい。厳密に言えば、各宗教において、その宗教を宗教たらしめているものは異なり、ゆえに「宗教性」で意味するものは異なってくるだろう。また、本節ではいくつかの変数を「宗教性」の視点から同様に分析するが、大学のいかなる側面・変数をみるかによって、その表れ方、意味は異なると推測できる。ただし、本論では、これを比較的に分析する視点から、単純化して捉える。

具体的には、まずA節で大学における宗教的行事の分析を行う。次に、B節では各大学の学則に見出すことが可能な宗教性を分析する。C節では、各学校法人の寄附行為における宗教性を分析する。最後にD節で本章のまとめと各宗教系大学の差異の原因について仮説的に議論する。

本章は、以上のような変数から各大学の「宗教性」の多寡を分析することになるが、ある「宗教性」の値

が小さいからといって、その大学が当該「宗教」全体の一部として、あるいは「宗教」の見地からみて不十分である、未熟であるということの意味するものではない。上述のように本論はある特定の面から、かつ比較可能なかたちで「宗教性」を取り出しているに過ぎないからである。この問題についてはD節で触れる。

A 宗教的行事

本節では、各学校において宗教的行事・儀礼が行われているかどうかを分析する。公式的に、学校において主に生徒が参加する行事や儀礼が行われているとするならば、これは教育組織における宗教性の一つとして考えられる（教育組織における行事・儀礼の重要性についてはKing (1973) 参照）。

表6は、宗教別に各学校の宗教的行事の有無を示したものである。なお、このデータはやや古いものであるため、欠損値が高くなっている（欠損値80）。

表6より、日本の宗教系大学の多くは宗教的な儀礼を実施していると言える。ただ、このデータは、その行事への出席が義務であるか否か、またどの程度の期間行っているものなのかについて特記していないため、例えば出席が義務ではない集会を年に一回行っているだけでもここでは数えていることに注意する必要がある。

しかしながら、たとえ短い期間の義務ではない行事であったとしても、日本の宗教系大学においては多くのが制度的に行事を行っており、また、学生にとっては行事に参加する機会が多く与えられていると言える。例としては、「毎朝礼拝、木曜日の礼拝、伝道週間（春秋）、クリスマス賛美礼拝」（金城学院大学）、「週勤行、花祭、妙楽寺仏教研修」（埼玉工業大学）など、集会や一定期間続く催しが多い。また、東京神学大学などの宗教教師の養成および神学研究を専らとする大学においては、「全行事」が宗教的行事とされている。なお、新宗教のカテゴリにおいて行事無しの値が高くなっているのは、創価大学および創価女子大学が宗教的行事を行っていないことによる。

B 学則

本節では、各大学の学則における宗教的な部分についての分析を行う。学則とは学校教育法施行規則第3条により認可申請書または届出書に添付しなければならないものであり、その内容は同第4条に定められている。学則はこれまでそれほど研究の対象となってきたが、よりマイクロなレベルの公式の規則であ

るという点で、重要な分析対象であると言える（清野 1987）。

本節で扱うデータは、主に各学校のインターネットサイトから収集した学則である。原則として最新のものを収集したが、学校により 1, 2 年時期が異なっている場合がある。

なお、学則は「細則は別に定める」などの表現によって、他の規程・規約・規則類と結びついている部分も多く、特定の箇所を別に定めているかどうかは大学によって様ではない。そしてそれら規則類はインターネットサイトでは公開していないことが多い。このようなデータ上の制約を鑑み、本節では、原則として「学則」と名のついている文書に限定して分析する。なお、大学院や専門職大学院等の学則も収集したが、これらは分析の対象としていない。他の規則類や大学院の学則を含めた分析は今後の課題としたい。

本節では、学則における二つの部分について分析する。第一に、学校の目的を定めている部分、第二に、必修科目に宗教的な科目をおいているか否かについて分析する。この二つに定めた理由は、学則における宗教的な規程はほとんどの場合、この二つに尽きていることによる。ただし、全ての大学において、これら以外に宗教的な規程が見いだせないわけではない（例えば名古屋学院大学はキリスト降誕祭を休業日としている、長崎外国語大学は「宗教的礼拝」の実施を明記しているなど）。しかしながら、学則と別に定めている学校もあることや、さらに、大学・教育の目的と全学必修科目という学校において重要な部分に着目することは意義あることだと考える。

表 7 は、学則の「目的」の部分に宗教的な文言が含まれているか否かを宗教別に示したものである（欠損値 27）。なお、単に「建学の精神」や「建学の理念」という文言のみである場合は除いているが、その「建学の精神」が学則上明記されておりかつそれが宗教的である場合は含めた。

表 7 学則における宗教別宗教的目的の有無 (%)

宗教	有		無		合計
キリスト教	96.15	(100)	3.85	(4)	100 (104)
新宗教	100.00	(5)	0.00	(0)	100 (5)
神道	66.67	(2)	33.33	(1)	100 (3)
仏教	91.94	(57)	8.06	(5)	100 (62)
合計	94.25	(164)	5.75	(10)	100 (174)

注：括弧内は度数。

表 7 より、多くの大学において、学則の目的に宗教的な文言が含まれていると言える。その文言の特徴は

「X（の精神）に基づき」、「Xにのっとり」、あるいは「Xにより」という表現で、Xの部分に宗教的な言葉をあてていることが多いと言える。具体例を以下に示す。

まず、学則における目的で端的であるのは、宗教教師の養成を目的としている場合である。ただし、このような学則は少ない。

本学は、福音主義キリスト教の信仰に基づいて、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、キリスト者である男女を牧師、伝道師、宣教師およびその他のキリスト教奉仕者として養成することを目的とする。（東京基督教大学学則第 1 条）

また、宗教的なもの一般の涵養を目的とする事例がある。

本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神にのっとり宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を受けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、それぞれの学部の特徴を発揮し、もって現代社会における有為な人材を育成することを目的とする。（岐阜聖徳学園大学学則第 1 条）

次に、特定の宗教の名前を挙げているものがあり、このケースは多い。

本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする。（國學院大學学則第 1 条）

また、宗教のうち、より狭い範囲の呼称を挙げている場合がある。

八戸学院大学 [略——引用者] は、カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を受け、深い専門の學術

表 8 学則における宗教別宗教的必修科目の有無 (%)

宗教	必修科目有		必修科目無		合計
キリスト教	89.89	(80)	10.11	(9)	100 (89)
新宗教	20.00	(1)	80.00	(4)	100 (5)
神道	100.00	(3)	0.00	(0)	100 (3)
仏教	75.00	(39)	25.00	(13)	100 (52)
合計	82.55	(123)	17.45	(26)	100 (149)

注：括弧内は度数。

を探究せしめ、正しい道徳観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成することを目的とする。(八戸学院大学学則第1条第1項)

これをさらに特定化したものとして、その学校と関係が深い宗教家の名前を挙げている場合がある。

本学は、創立者池田大作先生の建学の精神に基づき、学校教育法により、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、全人的な人間形成をはかるとともに、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。(創価大学学則第1条)

次に、学則における宗教的な必修科目の有無を示す(表8)。なお、ここで欠損値(52)が目的の分析よりも多いのは、インターネットにおいて規則としてこの部分を公開していない学校が多いことによる。

ここで宗教的な必修科目に分類したものは、ある宗教の名前のつく科目、明確に宗教的な概念を科目名に含めている科目が、一つでも全学必修とされている学校である。なお、選択必修の場合、ある特定の学部・学科のみである場合、また、宗教の教員免許状などの宗教関係の資格に関するカリキュラムに含まれているものは除いた。これは、明確にその学校自体の制度的な宗教性を看取するためである。

表8より、学則の目的よりは全体の割合は小さく

なっているが、多くの学校において宗教的な科目を全学必修としていることがわかる。とくに神道系においては今回分析したいずれの学校でも必修としていた。他方、新宗教系においては割合が低くなっている。ただ、帯広大谷短期大学における「人間学」など、科目名において宗教性が看取できなくとも、その内容が「宗教的」であることはあり得る。また、今回はたとえ2単位のみでも「有」に含めたため、どの程度の内容を、何単位分行っているのかなどの詳細な分析は課題として残されている(cf. Fujiwara 2007)。

C 寄附行為

本節では、宗教系大学を設置している学校法人の寄附行為にどの程度「宗教性」が含まれているのか、具体的には宗教的な文言がどの程度現れているのかを分析する(キリスト教系大学における寄附行為についての、より詳細な分析や、宗教性に関する規定の具体例は齋藤(2012)を参照)。

齋藤(2012)で述べたように、寄附行為とは私立学校の法人組織を規定する最も重要な規則であると言える。寄附行為は私立学校法により、理事会、監事、評議会等の法人組織を規定するものであるが、両角(1999)が述べるように、その作成には比較的大きな裁量が各法人に委ねられているため、その宗教性を示すものが様々な箇所に含まれている。

本節で使用するのは、筆者が閲覧可能であった、宗

表9 宗教別目的・学院長規定における宗教性(%)

宗教	目的	学院長規定				全体
		規定無	規定有	宗教性無	宗教性有	
キリスト教	91.57 (76)	54.22 (45)	45.78 (38)	26.51 (22)	19.28 (16)	100 (83)
新宗教	50.00 (1)	100.00 (2)	0.00 (0)	0.00 (0)	0.00 (0)	100 (2)
神道	33.33 (1)	66.67 (2)	33.33 (1)	33.33 (1)	0.00 (0)	100 (3)
仏教	80.00 (24)	80.00 (24)	20.00 (6)	13.33 (4)	6.67 (2)	100 (30)
合計	86.44 (102)	61.86 (73)	38.14 (45)	22.88 (27)	15.25 (18)	100 (118)

注：括弧内は度数。

表10 宗教別役員・理事・理事長・監事における宗教性(%)

宗教	役員全体		理事		理事長		監事		全体
キリスト教	19.28	(16)	75.90	(63)	12.05	(10)	14.46	(12)	100 (83)
新宗教	0.00	(0)	50.00	(1)	0.00	(0)	0.00	(0)	100 (2)
神道	0.00	(0)	33.33	(1)	0.00	(0)	0.00	(0)	100 (3)
仏教	0.00	(0)	60.00	(18)	16.67	(5)	13.33	(4)	100 (30)
合計	13.56	(16)	70.34	(83)	12.71	(15)	13.56	(16)	100 (118)

注：括弧内は度数。

表11 宗教別評議員・残余財産・その他規定における宗教性(%)

宗教	評議員		残余財産		その他		全体	
キリスト教	63.86	(53)	37.35	(31)	32.53	(27)	100	(83)
新宗教	50.00	(1)	50.00	(1)	0.00	(0)	100	(2)
神道	33.33	(1)	0.00	(0)	0.00	(0)	100	(3)
仏教	43.33	(13)	26.67	(8)	20.00	(6)	100	(30)
合計	57.63	(68)	33.90	(40)	27.97	(33)	100	(118)

注：括弧内は度数。

教系大学を設置している118の学校法人である。閲覧の条件上、欠損値が高くなっており（欠損値37）、とくに新宗教系と神道系については値が小さくなっている。

まず表9は寄附行為における「目的」と「学院長」の規定に宗教性がみられるかどうかを示している。

「目的」とは、私立学校法第30条第1項第1号に基づいた、その学校法人の目的を示すものであり、制度上最も重要な規定であると言える。目的における宗教性が現れる割合はキリスト教系において最も大きく、次に仏教系が大きい。上述のように、新宗教系と神道系についてはそもそも分析対象の数が少ないが、これらにおける割合は比較的小さいと言える。

「学院長」とは、私立学校法に明記されているものではなく、学校法人によって名称は一定ではないが、通常、その学校法人が設置する諸学校を一括して管理するという役割を担われている役職である。表9では、まず学院長の規定の有無を示し、次に規定があった場合に宗教性を要求しているか否かを提示している。新宗教系と神道系においては、学院長を規定しさらに宗教性を要求している事例は無いが、キリスト教系および仏教系においては、前者の割合が高いがある程度見出すことが出来る。

次に表10は、役員、すなわち理事と監事の規定において宗教性が看取された数を示している。

まず「役員全体」とは、役員全体、すなわち理事と監事に占める宗教者の割合を規定している場合であり、これはキリスト教系のみにはみられない。

「理事」と「監事」は私立学校法第35条第1項により、複数人学校法人におかなければならないものであり、そのうちに宗教に関するものが見られたものを表10では提示している。具体的には、理事は信徒でなければならない、あるいはある宗教団体の関係者を含めなくてはならないなどの規定である。その割合は、上述の目的に関する規定と同様の順番となっていると言える。また、基本的に新宗教系と神道系については役

員に関する宗教的な規定をおく学校法人は少ない。

そして、「理事長」は理事のうちから寄附行為によって定められたところにより一人おかれるものであり（私立学校法第35条第2項）、この規定については、キリスト教系よりも仏教系の割合が高くなっている。

最後に、評議員、残余財産、およびその他の規定にみられる宗教性の値を示す（表11）。

「評議員」とは、私立学校法第41条第2項により学校法人に複数人おかれる評議員会に宗教性を要求しているものを示している。宗教別の割合の大きさの順番としては、上述してきたところと同様であるが、他の規定に比して比較的高い。

「残余財産」においては、学校法人が解散する場合、その残余財産の帰属先を定めておく必要があるが（私立学校法第30条第3項）、その帰属先に宗教的な限定を付しているものを示している。これも宗教別の比は、新宗教系において1法人あるため順位は高くなっているが、傾向は同様であると言える。

「その他」には、以上の規定の他に宗教的な規定だと考えられるものをすべて含めている。具体的には、寄附行為の変更に関する規定、学校法人の資産に関する規定、学校法人の解散に関する規定、学校法人の合併に関する規定、学校法人の名称に関する規定、その他宗教に関わりあると考えられる特別な役職を規定している場合、などである。これもキリスト教系が高い値を示している。

D 考察(2)

以上3節において行なってきた大学における「宗教性」の議論の結果を要約する。

宗教的な行事、学則における目的、および学則における必修科目のいずれにおいても、多くの学校において「宗教性」を看取することができた。新宗教系においては、宗教的行事および学則における必修科目についてあまり高い値を示さなかったが、数が少ないため、また、新宗教というカテゴリーの特性であると考え

られるため個別の分析が必要になるだろう。

他方、寄附行為の分析においては基本的にキリスト教系において最も「宗教性」を持つ学校が多く、次に仏教系が続くというかたちになっており、また、値のばらつきが行事および学則よりも大きくみられた。また、必ずしも寄附行為の全ての箇所において宗教性がみられたわけではなかった。

この行事・学則と寄附行為との差異は、教学組織と法人組織との違いだと考えられる。すなわち、教学組織においてはその制度に関する規則に宗教的な文言を挿入することが多く、他方、法人組織においてはそうでないということである。このような意味での差異が存在すると仮定するならば、教育と経営とは、宗教性の点で異なった位置づけをされていると考えられる。すなわち、教育の側面においては「宗教的な」諸要素が制度的に必要とされるが、経営においてはそうであるとは限らない、あるいは教育においては宗教的な言葉を使用することに不都合がないが、経営においては不都合があるということである。

ただし、このような解釈はあくまで限定的な側面の分析の結果から導出された仮説であるため、本章の問題について考察するためにはさらなる調査分析が必要であると考えられる。

4 結語

以上本論では、宗教の比較の視点から、第2章においては学校数や規模について、そして第3章においては学則や寄附行為などの制度的側面にみられる「宗教性」について分析を行ってきた。

本論で得られた最も基本的な知見は、宗教系大学内部における多様性の存在を数値で示したことである。どのような変数においても、4つの宗教カテゴリによって違いがみられた。そして、宗教による差異は、制度的側面によって異なるパターンで表れた。これは宗教と大学の制度との間の何らかの関係性を示唆するものであると言える。

本論の目的は、宗教別に日本の宗教系大学を制度的に概観することであった。しかし、本論は概述であるがゆえに、各章の「考察」の箇所等で述べてきたように、いくつかの課題を残していると言える。しかし、それら課題は残されているが、大学を比較的に分析することの必要性は否定し得ないと思われる。比較の方法を用いることによって、日本における宗教系大学全体について、また、個々の大学のおかれた位置につい

ても、明らかにされることが多いと考える。

注

- 1) 宗教情報リサーチセンターのリストに加えて本論で追加した学校は次の8校である：天理医療大学（天理よろづ相談所学園設置）、国際仏教学大学院大学（国際仏教学院設置）、こども教育宝仙大学（宝仙学園設置）、四天王寺大学（四天王寺学園設置）、四天王寺大学短期大学部（四天王寺学園設置）、玉川大学（玉川学園設置）、三育学院大学（三育学院設置）、三育学院短期大学（三育学院設置）。

謝 辞

寄附行為の閲覧に際して、学校法人研究会による寄附行為データベース検索を利用させて頂きました。

また、本論文で直接にそのデータを使用しているわけではありませんが、傾向を把握するために東京大学大学経営・政策研究センター作成の大学の定員・実員データを参考にしました。

記して深く感謝致します。

引用文献

- Fujiwara, Satoko 2005 "Survey on religion and higher education in Japan." *Japanese Journal of Religious Studies* 32.2: 353-70.
- King, Ronald 1973 *School Organisation and Pupil Involvement: A Study of Secondary Schools*. Routledge & Kegan Paul.
- 麻生誠 1970 『大学と人材養成』中央公論社。
- 天野郁夫 1989 『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部。
- 天野郁夫 1993 『旧制専門学校論』玉川大学出版部。
- 石井研士 2007 『データブック現代日本人の宗教』増補改訂版、新曜社。
- 井上順孝 [1992]1996 『新宗教の解説』筑摩書房。
- 海老沢有道・大内三郎 1970 『日本キリスト教史』日本基督教団出版局。
- 貝塚茂樹 2006 『戦後教育のなかの道徳・宗教』増補版、文化書房博文社。
- 北川直利 2000 『ミッション・スクールとは何か—教会と学校の問—』岩田書院。
- 国学院大学日本文化研究所編 1993 『宗教教育資料集』鈴木出版。
- 国学院大学日本文化研究所編 1997 『宗教と教育—日本の宗教教育の歴史と現状—』弘文堂。
- 小島一郎 1987 「キリスト教教育の基本構造」学校伝道研究会編『教育の神学』ヨルダン社、pp. 197-212。
- 小林秀樹 1995 「「宗門立学校」研究の課題と展望—各宗派の共通性と個別性の問題—」『日本近代仏教史研究』2: 59-68。
- 齋藤崇徳 2012 「現代日本におけるキリスト教系高等教育機関の「キリスト教性」—寄附行為の分析を通じた組織的観点から—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』51: 81-91。
- 齋藤崇徳 2013 「戦後日本におけるキリスト教教師の養成メカニ

- ズム—宗教団体と高等教育との制度的関係を中心に—』『宗教と社会』19: 97-113.
- 清野惇 1987『学則を中心とした私立大学の管理・運営に関する研究』広島修道大学総合研究所.
- 谷脇由季子 1996「真宗大谷大学に見る宗派的価値と西洋的大学観をめぐる相克—仏教系史学における大学・学問観の変遷の様相として—」『大学史研究』12: 16-25.
- 西山茂 1995「新宗教の特徴と類型」山下袈裟男 監修『日本社会論の再検討—到達点と課題—』未来社, pp. 147-68.
- 日本宗教学会「宗教と教育に関する委員会」編 1985『宗教教育の理論と実際』すずき出版.
- 林淳 2008「宗教系大学と宗教学」『季刊日本思想史』72: 71-88.
- 平塚益徳 1937『日本基督教主義教育文化史』日独書院.
- 藤本頼生 2011「神職養成と宗教教育—戦後六十五年の歩みからみる現状と課題—」『宗教教育』85. 2: 269-92.
- 両角亜希子 1999「私立大学のガバナンス—概念的整理と寄付行為の分析—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』39: 235-43.
- 山崎博敏 1989「私立高等教育機関の組織変化のパターンとその要因—学校法人を分析単位として—」『教育学研究』56. 2: 137-44.

(指導教員 橋本鉦市教授)